

大子町木づかい店舗創出事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町民が日常的に木に触れ森林に親しみを持つ機会を創出し、木の良さや木材利用の意義について普及啓発を行い、森林整備の推進や脱炭素社会への実現に資するため、町内の店舗の木造・木質化に係る経費について大子町木づかい店舗創出事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、大子町補助金等交付規則（平成22年大子町規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域材 茨城県内に生育していた樹木を伐採し、製材・加工した木材のうち、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（平成18年2月15日林野庁策定）に基づき定められた地域の証明制度等により、伐採の合法性が証明されたものをいう。
- (2) 店舗 非住宅建築物であって、現に事業の用に供されており、利用者が原則として制限されていない建物をいう。
- (3) 改修 店舗の構造、内装又は外装における地域材の利用並びにその大部分を地域材で製作された家具・木製品・什器等の導入をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、本要綱に基づく改修を行う店舗の所有者、管理者又は建物の所有を目的とする地上権、賃借権若しくは使用賃借による権利を有する者とする。ただし、次に掲げる者は、補助を受けることができない。

- (1) 納期が到来している町税等に未納がある者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はそれらと密接な関係を有する者
- (3) 政治活動、宗教活動を目的とする者
- (4) 同一年度内において本補助の交付を受けた者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が補助対象者として適当でないと認める者

(補助対象店舗)

第4条 補助金の交付の対象となる店舗（以下「補助対象店舗」という。）は、大子町内に所在する店舗であって、次に掲げる要件を満たす店舗とする。

- (1) 過去3年以内に本補助金や国、県、町等から類似の木材活用に関する補助金等を受けていないこと。
- (2) 地域材が目立つ形で使用されること。
- (3) 地域材を利用した旨を看板等で明示する等、積極的にPRに努めること。

(補助対象経費及び補助率)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象店舗の改修に係る経費とし、補助率は補助対象経費の2分の1とし、別表に定める額を上限とする。ただし、消費税及び地方消費税相当額は除くものとする。

2 前項の場合において、算定した補助金の額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別に定める期間までに、木づかい店舗創出事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 木拾い表(様式第2号)又は地域材の使用予定量が分かる書類
- (2) 市町村税完納証明書
- (3) 申請者が補助対象店舗を所有又は使用していることが分かる書類
- (4) 設計図(平面図、立面図、家具・木製品の見本図を含む。)
- (5) 補助対象経費に係る見積書(補助対象経費が分かる訳書を含む。)
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の交付の仮申請)

第7条 申請者は、前条に規定する申請をしようとする場合において、当該申請をしようとする年度内に改修が完了しないことが明らかであるときは、仮申請をしなければならない。

2 前項の仮申請をする場合においては、前条の規定を準用する。この場合において、同条中「大子町木づかい店舗創出事業補助金交付申請書」とあるのは「大子町木づかい店舗創出事業補助金交付仮申請書」と、「申請する」とあるのは「仮申請する」と読み替えるものとする。

3 町長は、第1項の規定による仮申請があったときは、内容を審査の上、助成金の交付の可否の仮決定をするものとする。

4 前項の仮決定をする場合においては、規則第4条の規定を準用する。この場合において、同条中「申請」とあるのは「仮申請」と、「決定」とあるのは「仮決定」と、「補助金等交付決定通知書」とあるのは「補助金等交付仮決定通知書」と、「補助金等不交付決定通知書」とあるのは「補助金等不交付仮決定通知書」と読み替えるものとする。

5 前条の規定にかかわらず、既に第3項の仮決定の通知を受けた者から、当該決定が通知された日の属する年度の末日までに別段の申出がないときは、前条に規定する申請があったものとみなす。

(補助事業の軽易な変更)

第8条 規則第6条第1項ただし書に規定する軽易な変更とは、補助対象経費の30パーセント以内の減とする。

(実績報告)

第9条 補助金の交付決定を受けた者は、事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は当該年度の末日（その日が日曜日に当たるときは、その前々日とし、その日が土曜日に当たるときは、前日とする。）のいずれか早い日までに木づかい店舗創出事業補助金実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の支出を証明する書類（領収書等）
- (2) 地域材の証明が確認できる書類（合法木材出荷証明書等）
- (3) 完成写真
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の返還)

第10条 町長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付を受けた補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助対象事業の実施について、不正の行為が認められたとき。
- (3) 改修後、町内で事業を継続して5年以上行わなかったとき。ただし、次に掲げる場合は、

この限りではない。

ア 死亡又は病気若しくはけが等の理由により事業を継続できない場合

イ 天災地変その他の避けることができない理由により事業の継続が困難である場合

ウ ア及びイに掲げるもののほか、事業を継続できないことがやむを得ないものと町長が認める場合

(調査)

第11条 町長は、この要綱による補助金の交付を受けようとする者、交付決定を受けた者又は補助を受けた店舗に対し、必要な調査を行い、又は書類の提出を求めることができる。

(公表)

第12条 町長は、本補助事業の対象となった店舗等をホームページ等で公表できるものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表

種別	要件	上限額
モデル的店舗	特に普及啓発効果が高い店舗の改修とし、原則、次の要件を満たすもの ・改修する店舗面積が100㎡以上であること ・補助対象経費が4,000千円以上であること	3,000千円
通常店舗	モデル的店舗以外の改修	500千円

木づかい店舗創出事業補助金交付申請書

年 月 日

大子町長 様

申請者 住所
氏名
電話番号

木づかい店舗創出事業補助金の交付を受けたいので、大子町木づかい店舗創出事業補助金交付要綱第6条の規程により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 円

2 補助事業の種別（ モデル的店舗 ・ 通常店舗 ）

3 事業詳細

店舗情報	所 在	
	業 態	
	延床面積	
改修期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
改修内容		
地域材使用内容		
木材使用予定量	全体 m ³ （うち 地域材 m ³ ）	
補助対象経費	円	

4 添付書類

- (1) 木拾い表（様式第2号）又は地域材の使用予定量が分かる書類
- (2) 市町村税完納証明書
- (3) 申請者が店舗を所有又は使用していることが分かる書類
- (4) 設計図（平面図、立面図、家具・木製品の見本図を含む）
- (5) 補助対象経費に係る見積書（補助対象経費が分かる内訳書を含む）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

木づかい店舗創出事業補助金完了報告書

年 月 日

大子町長 様

報告者 住所

氏名

電話番号

年 月 日付で交付決定を受けた木づかい店舗創出事業補助金について、補助事業が完了したので、大子町木づかい店舗創出事業補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 交付決定額 円

2 補助事業に要した経費 円

3 事業期間 着手日 年 月 日 ～完了日 年 月 日

4 木材使用量 m^3 （うち地域材 m^3 ）

5 添付書類

- (1) 補助対象経費の支出を証明する書類（領収書等）
- (2) 地域材の証明が確認できる書類（合法木材出荷証明書等）
- (3) 完成写真
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類